

新型コロナウイルス感染症に関する対応について

1 国・都の主な動向

- 1月30日 国・都が新型コロナウイルス感染症対策本部を設置
- 2月28日 国が小・中・高・特別支援学校等の一斉臨時休業を要請
- 3月14日 改正新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行
- 3月26日 国・都が特別措置法に基づく対策本部を設置
- 4月7日 国が特別措置法に基づく緊急事態を宣言。緊急事態措置を実施すべき区域として東京都を含む7都府県を指定
- 4月8日 都が緊急事態措置を実施
 - ア 外出自粛要請（4月8日～5月6日）
 - イ 施設の使用停止および催物の開催の停止要請（4月11日～5月6日）
- 4月16日 国が緊急事態措置を実施すべき区域を全都道府県に拡大
- 5月4日 国が緊急事態宣言の期間を5月31日まで延長
- 5月5日 都が外出自粛と施設の使用制限等を内容とする緊急事態措置の延長
- 5月14日 国が39県を対象に緊急事態宣言を解除
- 5月21日 国が近畿3府県の緊急事態宣言を解除
- 5月25日 国が東京都を含む5都道県の緊急事態宣言を解除
- 5月26日 都が緊急事態措置を解除。休業要請の段階的な緩和等を示した「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」におけるステップ1を開始
- 6月1日 都がロードマップにおけるステップ2に移行
- 6月2日 都が感染拡大の警戒を呼び掛ける東京アラートを発動

2 区の対応

(1) 区の対策本部について

ア 健康危機管理対策本部

練馬区健康危機管理対策本部設置要綱により副区長を本部長として設置

- ・新型コロナウイルス感染症対策としては、1月30日と2月17日の2回開催
- ・情報共有のほか、区民への注意喚起など区の対応策について協議

イ 危機管理対策本部

練馬区危機管理指針に基づき区長を本部長として2月26日に設置し、8回開催

- ・新型コロナウイルス感染症に対する区の方針を策定
- ・区主催イベント・事業の休止・延期
- ・区立施設の休館
- ・区立小学校、中学校等の臨時休業
- ・患者発生情報の公表、区民への注意喚起等
- ・職員の健康管理、時差出勤制度の実施

ウ 新型コロナウイルス感染症対策本部

国の緊急事態宣言に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき区長を本部長として4月8日に設置し、第4回を5月27日に開催した。

- ・都がロードマップに示すステップ1を5月27日から開始することを受け、区は5月28日から順次、ステップ1に位置付けた図書館など一部の区立施設の再開を決定。区の方針を改定（別紙1）

- ・区立小中学校の教育活動の再開（別紙2）

※都のステップ2への移行を踏まえ、6月1日から区立施設の再開を拡大

(2) 区民への注意喚起

- ・区ホームページ、ねりま情報メール、SNS等で随時発信
- ・ねりま区報で関連情報を発信し感染拡大防止を呼びかけ（3月1日号から各号）
- ・外出自粛の依頼を毎日午後5時30分に防災行政無線で放送（4月9日～5月26日）

3 区が取り組む主な事業

(1) 産業融資あっせん

新型コロナウイルス感染症対応特別貸付を3月11日に開始。5月1日に特別窓口を開設するとともに、5月11日から貸付限度額を拡大するなど特別貸付を拡充して実施している。

- ・受付件数2,348件（6月9日現在）

(2) プレミアム付商品券事業

深刻な影響を受けている区内商店街を支援するため、練馬区商店街連合会が実施するプレミアム付商品券事業への補助を行う予定。

(3) 特別給付金

ア 特別定額給付金

令和2年4月27日現在、練馬区の住民基本台帳に記録されている方に、一人当たり10万円を給付する。5月15日に申請書を各家庭に郵送した（約38万件）。

- ・申請件数（6月9日現在）

オンライン申請件数 21,681件 ダウンロード申請件数 6,766件
 郵送申請件数 298,430件 合計326,877件

イ 子育て世帯への臨時特別給付金

児童手当(特例給付を除く)を受給している方に児童1人あたり1万円を給付する。
5月21日号の区報、ホームページで事業内容を周知するとともに、対象者には5月26日に通知を郵送した(約4万2千件)。

ウ ひとり親家庭への臨時特別給付金(区独自制度)

児童扶養手当を受給しているひとり親家庭に1世帯あたり5万円を給付する。5月21日号の区報、ホームページで事業内容を周知するとともに、対象者には5月29日に通知を郵送した(約3千5百件)。

エ 介護等従事者特別給付金等

緊急事態宣言発令中に継続してサービスを提供した区内の介護、障害、こども分野の事業所に、介護等従事者特別給付金を支給するとともに、家族介護者に代わって要介護高齢者や障害者にサービスを提供する従事者の特殊勤務手当について補助する。

(4) PCR検査検体採取センター

PCR検査の体制拡充を図ることを目的として、令和2年5月8日(金)に光が丘第七小学校跡施設に開設。運営は練馬区医師会に委託。かかりつけ医が検査を必要と判断した場合に医師会の予約センターへ予約を行い、保健所を介さずに検体の採取を行う。

検体採取はドライブスルー方式により、週3日、1日2時間程度実施

・検体採取数 473件(うち、陽性 4件)(6月9日現在)

(5) コールセンターの状況(相談数は6月9日現在)

	開設日	相談数	一日当たり 件数
受診等相談	2月4日	12,390件	146件
生活相談	4月27日	4,826件	146件
特別定額給付金	5月7日	37,689件	1,109件

4 区内感染者の発生状況について(3月5日~6月9日)(単位:人)

総数	入院中	宿泊療養	自宅療養	死亡	退院	男	女
282	25	0	7	30	220	141	141

※「退院」には療養期間経過を含む。

●感染者の年代別人数

10代 未満	10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代	90代 以上
4	8	38	37	38	49	24	37	30	17

(別紙1)

令和2年5月27日
練馬区

新型コロナウイルス感染症に対する練馬区方針

国は5月25日、東京都を含む5都道府県に対し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を解除し、これに合わせて東京都は、緊急事態宣言のもとでの緊急事態措置を終了しました。

東京都は、休業要請の段階的な緩和等を示した「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」(以下「ロードマップ」といいます。)を公表し、5月26日から実施しています。

区は、これらの状況を踏まえ、以下のとおり区立施設を順次、再開します。また、民間施設については、これに準じた対応をお願いすることとします。なお、国・東京都の方針に変化が見られた際など、必要に応じて見直しを行います。

1 基本的な考え方

都は、ロードマップにおいて、休業要請の緩和をステップ1から3まで段階的に実施することとしています。区は、この方針に従って区立施設を再開します。

①5月28日から順次、図書館など一部の区立施設を再開します。それ以外の施設は、都がステップ2に移行した段階で再開します。

各区立施設がどのステップに位置付けられているかは、別表「ステップ別施設一覧」をご参照ください。

②施設の再開に当たっては、感染防止対策を引き続き徹底します。そのため、入場制限や利用定員の制限などを行います。

飲食を伴うもの、合唱、ダンス、カラオケ、麻雀、入浴等、3つの密を避けることが難しいものは、再開する施設においても引き続き当面の間、利用を休止します。

③区民の皆様にも、感染リスクが高まる3つの要素(①密閉空間、②人の密集、③近距離での会話や発声)が重ならない配慮を、引き続きお願いします。

2 具体的な対応策

【子どもの施設】

①区立小中学校、区立幼稚園は6月1日(月)から分散登校を実施しながら再開します。学校再開に合わせ、児童館、地区区民館はランドセル来館事業を行います。

②びよびよ(子育ての広場)は、ステップ2で再開します。

③保育所等保育施設、学童クラブは、これまでどおり運営します。6月中は、保護

者の皆様に可能な限り登園（室）を控えていただくようお願いいたします。

【高齢者・障害者の施設】

④デイサービスセンターや、福祉園・福祉作業所等の障害者福祉施設は、これまでどおり運営します。

⑤敬老館、はつらつセンターは、ステップ2で再開します。

【その他の区立施設】

⑥図書館および石神井公園ふるさと文化館、分室は、5月28日（木）から再開します。美術館は、特別展示の準備を行い、6月2日（火）を目途に再開します。いずれも入場制限などの対応を行います。

⑦体育館、庭球場等のスポーツ施設は6月1日（月）から一部の利用を再開します。

⑧地区区民館や地域集会所等の集会施設などは、ステップ2で再開します。

⑨公園の複合遊具、駐車場は、5月28日（木）から利用を再開します。

【イベント】

⑩区が主催するイベントは、ステップ2から、規模に応じて順次、再開します。参加者の3つの密を回避する観点から、参加人数によっては、縮小や延期、中止の判断を行います。

3 区民の皆様へのお願い

(1) 区立施設の利用に当たっては、感染防止のため事前の検温、手洗い、マスクの着用、連絡先等の提供にご協力をお願いします。

(2) 国の「新しい生活様式の実践例」や、都の「暮らしや働き方の『新しい日常』」を参考に、感染拡大の防止にご協力をお願いします。

ステップ別施設一覧

事業継続中の施設	ステップ1で再開する施設	ステップ2で再開する施設
<ul style="list-style-type: none"> ・ 保育所 ・ 学童クラブ ・ デイサービスセンター ・ 地域包括支援センター ・ 福祉園 ・ 福祉作業所 ・ こども発達支援センター ・ 谷原フレンド ・ 自転車駐車場 ・ 自動車駐車場 <p style="text-align: right;">など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区立小中学校 (6月1日から分散登校開始) ・ 区立幼稚園 (6月1日から分散登園開始) ・ 美術館 (6月2日からショパン展開始) ・ 石神井公園ふるさと文化館・分館 (5月28日から展示再開) ・ 図書館 (5月28日から予約資料の受け取り等を再開) ・ 庭球場・野球場・運動場 (6月1日から利用再開) ・ 体育館 (6月1日からアリーナの団体利用再開) ・ 区民情報ひろば (5月28日から資料の閲覧等再開) ・ 地域交流ひろば (6月1日から団体利用再開) ・ 石神井松の風文化公園 (5月28日から入場再開) ・ 公園駐車場 (5月28日から利用再開) ・ 公園の複合遊具 (5月28日から利用再開) <p>※感染防止のため必要に応じて入場制限、定員の制限などを実施します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぴよぴよ（子育てのひろば） ・ 児童館 ・ 敬老館 ・ はつらつセンター ・ 街かどケアカフェ ・ 心身障害者福祉集会所 ・ 練馬文化センター ・ 大泉学園ゆめりあホール ・ 文化交流ひろば ・ 生涯学習センター、分館 ・ 地区区民館・地域集会所 ・ サンライフ練馬 ・ 勤労福祉会館 ・ 石神井公園区民交流センター ・ 区民・産業プラザ ・ 区民協働交流センター ・ 青少年館 ・ 防災学習センター ・ 男女共同参画センターエーサー ・ リサイクルセンター ・ 牧野記念庭園 ・ 向山庭園 ・ 四季の香ローズガーデン ・ 中里郷土の森 ・ こどもの森 ・ 土支田農業公園 <p style="text-align: right;">など</p> <p>※感染防止のため必要に応じて入場制限、定員の制限などを実施します。</p>

(別紙2)

令和2年5月27日
練馬区教育委員会

区立小中学校の教育活動の再開について

国は5月25日、東京都を含む5都道府県に対し、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急事態宣言を解除しました。また、東京都は「新型コロナウイルス感染症を乗り越えるためのロードマップ」を公表しています。区は、これらの状況を踏まえ、区立小中学校の再開について下記のとおり決定いたします。なお、今後、国・都の方針に変化が見られた際等、必要に応じて見直しを行う場合があります。

記

1 再開に向けてのポイント

(1) 感染予防対策の徹底

毎朝の検温、こまめな手洗い、換気やマスクの着用等の日常的な対策を徹底するとともに、教室内では、可能な限り席の間を離します。また、狭い空間での歌唱指導や密集する運動等、感染リスクの高い活動を回避します。1日1回、共用の教材や人が多く触れるドアなどの消毒を行います。

(2) 授業時間の確保

夏季休業の短縮、土曜授業の増、行事の縮小や中止により、授業時間を確保します。
※詳細は、各学校からお伝えします。

(3) 子供たちの心のケア

学校再開で不安を持つ児童生徒に対応するため、教員、スクールカウンセラー、心のふれあい相談員が常時子供たちの相談にのれるよう体制を整えます。

(4) 感染者（児童生徒、教職員）発生時の対応

児童生徒や教職員等、学校関係者に感染の疑いがあることが分かった段階において、個人情報に配慮した上で、全家庭に情報提供するとともに、検査結果についてもお伝えします。陽性者がでた場合は、当該学校を原則として2週間の臨時休業とします。

2 段階的な教育活動の再開

6月1日（月）から段階的に再開します。詳細は、別紙をご参照ください。

段階的な教育活動の再開

子供たちが、安全に安心して学校再開に適応できるよう段階的な措置を講じる。

教育活動の再開に向けた区の考え方の周知

5月下旬まで

- ・児童生徒、保護者、区民に対して、区ホームページおよび学校ホームページにより周知する。



【第1段階】2～3時間程度の分散登校（毎日）*分散登校：下図参照

6月1・2週目

- ・分散登校により感染リスクを避けながら学校生活に慣れることを主眼とする。
- ・1週目には、健康観察・学校再開方法の説明、授業再開に向けて必要な指導等を中心とした、学級指導等を2～3時間程度行う。（給食提供なし）
- ・2週目には、2～3時間程度の教科指導等を行う。（給食提供なし）
- ・学童クラブは、可能な限り自粛を要請した上で1日保育を実施する。



【第2段階】午前授業（4時間程度）の一斉登校（毎日）

6月3週目

- ・感染リスクを避け、4時間程度の教科指導等を行う。（給食提供あり）
- ・学童クラブは午後からの保育に変更する。



<第2段階までの取組状況をみながら第3段階への移行を判断する>



【第3段階】通常授業（毎日）への移行

6月4週目以降

- ・小学校低学年への負担を考慮しながら通常通りの教育活動へ移行する。（給食提供あり）
- ・学童クラブは、午後からの保育を継続する。

* 分散登校の例

学級をA・Bに2分割して登校時間をずらし、学年ごとの登校時間もずらした例

	1年〇組		2年〇組	
	A	B	A	B
1, 2 時間目	教室 指導	家庭 学習	登校	家庭 学習
	下校	登校	下校	登校
3, 4 時間目	家庭 学習	教室 指導	家庭 学習	教室 指導
		下校		